

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称：

製品名称：2M 塩化水素・イソプロピルアルコール(Peptide用)

製品番号(SDS NO)：D002701-1

供給者情報詳細

供給者：国産化学株式会社

住所：東京都中央区日本橋本町3丁目1番3号

担当部署：品質保証部

電話番号：045-328-1715

FAX：045-328-1716

e-mail address：cs@kokusan-chem.co.jp

緊急連絡先：国産化学株式会社 横浜事業所 神奈川県横浜市西区北幸2-8-29

2. 危険有害性の要約

製品のGHS分類、ラベル要素

GHS分類

物理化学的危険性

引火性液体：区分 2

健康に対する有害性

急性毒性(経口)：区分 4

急性毒性(吸入)：区分 3

皮膚腐食性及び刺激性：区分 1

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性：区分 1

呼吸器感作性：区分 1

生殖毒性：区分 2

特定標的臓器毒性(単回ばく露)：区分 1(中枢神経系、全身毒性)

特定標的臓器毒性(単回ばく露)：区分 2(呼吸器系)

特定標的臓器毒性(単回ばく露)：区分 3(気道刺激性)

特定標的臓器毒性(反復ばく露)：区分 1(血液系、歯、呼吸器系)

特定標的臓器毒性(反復ばく露)：区分 2(呼吸器、肝臓、脾臓)

(注)記載なきGHS分類区分：該当せず/分類対象外/区分外/分類できない

GHSラベル要素



注意喚起語：危険

危険有害性情報

引火性の高い液体及び蒸気

飲み込むと有害

吸入すると有毒(気体、蒸気、粉じん及びミスト)

重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷

重篤な眼の損傷

吸入するとアレルギー、ぜん息または、呼吸困難を起こすおそれ

生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い

臓器の障害

呼吸器への刺激のおそれ

長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害

注意書き**安全対策**

- 使用前に取扱い説明書入手すること。
- 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- 環境への放出を避けること。
- 熱/火花/裸火/高温などの着火源から遠ざけること。ー禁煙。
- 容器を密閉しておくこと。
- 容器を接地しアースをとること。
- 防爆型の電気機器/換気装置/照明機器/その他機器を使用すること。
- 火花を発生させない工具を使用すること。
- 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
- 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
- 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。
- 換気が不十分な場合、呼吸用保護具を着用すること。
- 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
- 取扱い後は汚染箇所をよく洗うこと。
- 保護手袋、保護衣又は保護面を着用すること。
- 保護手袋及び保護面を着用すること。
- 保護眼鏡/保護面を着用すること。
- 指定された個人用保護具を使用すること。
- この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。

応急措置

- 火災の場合: 指定された消火剤を使用すること。
- 気分が悪いときは、医師の診断/手当てを受けること。
- ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師の診断/手当てを受けること。
- 直ちに医師に連絡すること。
- 医師に連絡すること。
- 気分が悪いときは医師に連絡すること。
- ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師に連絡すること。
- 呼吸に関する症状が出た場合: 医師に連絡すること。
- 吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- 皮膚(又は髪)に付着した場合: 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水/シャワーで洗うこと。
- 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
- 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- 口をすすぐこと。
- 飲み込んだ場合: 気分が悪いときは医師に連絡すること。
- 飲み込んだ場合: 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。

貯蔵

- 容器を密閉しておくこと。
- 施錠して保管すること。
- 冷蔵して保管すること。

廃棄

- 内容物/容器を地方/国の規則に従って廃棄すること。

物理的及び化学的危険性

- 非常に燃えやすい液体である。蒸気が滞留すると爆発の恐れがある。

3. 組成及び成分情報

混合物/単一化学物質の選択:

混合物

化学的特定名: 塩化水素=2-プロパノール溶液

慣用名、別名: 2mol/L HCl/IPA

成分名	含有量(%)	CAS No.	化審法番号	化学式
塩化水素	2 mol/L (約8.5~9.9%)	7647-01-0	1-215	ClH
イソプロピルアルコール	(約91.5~90.1%)	67-63-0	2-207	C3H8O

危険有害成分

安衛法「表示すべき有害物」該当成分

塩化水素, イソプロピルアルコール

安衛法「通知すべき有害物」該当成分

塩化水素, イソプロピルアルコール

4. 応急措置

応急措置の記述

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

呼吸に関する症状が出た場合: 医師に連絡すること。

皮膚(又は髪)に付着した場合

直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水/シャワーで洗うこと。

皮膚刺激が生じた場合: 医師の診断/手当てを受けること。

眼に入った場合

水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

眼の刺激が続く場合: 医師の診断/手当てを受けること。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。

気分が悪いときは医師に連絡すること。

急性症状及び遅延性症状の最も重要な徴候症状

(イソプロピルアルコール)

吸入: 咳、めまい、嗜眠、頭痛、咽頭痛。

皮膚: 皮膚の乾燥。

眼: 発赤。

経口摂取: 腹痛、息苦しさ、吐き気、意識喪失、嘔吐。他の症状は吸入参照。

(塩化水素)

吸入: 腐食性。灼熱感、咳、息苦しさ、息切れ、咽頭痛。症状は遅れて現れることがある。

皮膚: 重度の皮膚熱傷、痛み。

眼: 痛み、かすみ眼、重度の熱傷。

医師に対する特別な注意事項

肺水腫の症状は2~3時間経過するまで現れない場合が多く、安静を保たないと悪化する。

したがって、安静と経過観察は不可欠である。

5. 火災時の措置

消火剤

適切な消火剤

火災の場合は耐アルコール泡、粉末、炭酸ガス、乾燥砂を使用すること。

2M 塩化水素・イソプロピルアルコール (Peptide用), 国産化学株式会社, D002701-1, 2018/02/20

特有の危険有害性

加熱すると容器が爆発するおそれがある。

火災によって刺激性、有毒及び/又は腐食性のガスを発生するおそれがある。

消火を行う者への勧告**特有の消火方法**

関係者以外は安全な場所に退去させる。

火災の場合: 区域より退避させ、爆発の危険性に応じ、離れた距離から消火すること。

安全に対処できるならば着火源を除去すること。

危険を避けられれば燃焼源の供給を止める。

霧状水により容器を冷却する。

消火を行う者の保護

保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

6. 漏出時の措置**人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置**

関係者以外は近づけない。

回収が終わるまで十分な換気を行う。

適切な保護具を着用する。

着火源を取除くとともに換気を行う。

風上から作業し、風下の人を退避させる。

環境に対する注意事項

上水源、河川、湖沼、海洋、地下水に漏洩しないようにする。

下水、排水中に流してはならない。

蒸気は空気と爆発性混合気を形成する。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

不活性の物質(乾燥砂、土など)に吸収させて、容器に回収する。

回収物はラベルを貼って密閉容器に保管する。

二次災害の防止策

漏出物を回収すること。

着火した場合に備えて、消火用器材を準備する。

全ての発火源を取り除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)

7. 取扱い及び保管上の注意**取扱い****技術的対策**

(取扱者のばく露防止)

粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。

(火災・爆発の防止)

熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。—禁煙。

容器を接地しアースをとること。

防爆型の電気機器/換気装置/照明機器/その他機器を使用すること。

火花を発生させない工具を使用すること。

静電気放電に対する予防措置を講ずること。

局所排気、全体換気

排気/換気設備を設ける。

注意事項

皮膚に触れないようにする。

眼に入らないようにする。

安全取扱注意事項

使用前に取扱説明書を入手すること。

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。

2M 塩化水素・イソプロピルアルコール (Peptide用), 国産化学株式会社, D002701-1, 2018/02/20

保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

指定された個人用保護具を使用すること。

取扱い後は手、汚染箇所をよく洗う。

取扱中は飲食、喫煙してはならない。

配合禁忌等、安全な保管条件

適切な保管条件

容器を密閉しておくこと。

施錠して保管すること。

冷蔵して保管すること。

8. ばく露防止及び保護措置

管理指標

管理濃度

(イソプロピルアルコール)

作業環境評価基準(2004) ≤ 200 ppm

許容濃度

(イソプロピルアルコール)

日本産衛学会(1987) (最大値) 400ppm; 980mg/m³

(塩化水素)

日本産衛学会(2014) (最大値) 2ppm; 3.0mg/m³

(イソプロピルアルコール)

ACGIH(2001) TWA: 200ppm

STEL: 400ppm (眼および上気道刺激; 中枢神経系損傷)

(塩化水素)

ACGIH(2000) STEL: 上限値 2ppm (上気道刺激)

ばく露防止

設備対策

適切な換気のある場所で取扱う。

排気/換気設備を設ける。

洗眼設備を設ける。

手洗い/洗顔設備を設ける。

保護具

呼吸用保護具

呼吸用保護具を着用すること。

手の保護具

保護手袋を着用する。

眼の保護具

側面シールド付安全メガネまたは化学品用ゴーグルを着用する。

衛生対策

眼、皮膚、衣類につけないこと。

取扱い後は汚染箇所をよく洗うこと。

この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。

汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。

取扱い後はよく手を洗う。

9. 物理的及び化学的性質

基本的な物理的及び化学的性質に関する情報

物理的状态

形状: 液体

色: 無色透明

臭い: 刺激臭

pH: 酸性

2M 塩化水素・イソプロピルアルコール(Peptide用),国産化学株式会社,D002701-1,2018/02/20

物理的状態が変化する特定の温度/温度範囲

初留点/沸点: 83°C(イソプロピルアルコール)

融点/凝固点: -90°C(イソプロピルアルコール)

引火点: (イソプロピルアルコール)(C.C.) 11.7°C

自然発火温度: 456°C(イソプロピルアルコール)

爆発特性: 引火又は爆発範囲

下限: (イソプロピルアルコール) 2 vol %

上限: (イソプロピルアルコール) 12 vol %

蒸気圧: 4.4 kPa (20°C、イソプロピルアルコール)

相対蒸気密度(空気=1): 2.1(イソプロピルアルコール)

20°Cでの蒸気/空気混合気体の相対密度(空気=1): 1.05(イソプロピルアルコール)

比重/密度: 知見なし

溶解度

水に対する溶解度: 混和する

n-オクタノール/水分分配係数: log Pow0.05(イソプロピルアルコール)

10. 安定性及び反応性

化学的安定性

時間の経過とともに塩化水素が揮発し、徐々に塩化水素濃度が低下する。

冷蔵して保管すること。

吸湿性が高い。

危険有害反応可能性

加熱すると大量の塩化水素ガスを発生する。

水存在下で強酸であり、塩基と激しく反応し、腐食性を示す。(塩化水素)

酸化剤(クロム酸塩, 過マンガン酸塩, 過硫酸塩)と激しく反応し、有毒なガス(塩素)を生成する。(塩化水素)

多くの金属を侵し、可燃性の気体(水素)を生成する。(塩化水素)

金属の過酸化物と反応してその塩化物と塩素を生成する。(塩化水素)

強酸化剤と反応し、火災や爆発の危険性をもたらす。(イソプロピルアルコール)

強酸化剤と反応し、火災や爆発の危険性をもたらす。(イソプロピルアルコール)

避けるべき条件

日光、熱、混触危険物質との接触。

混触危険物質

塩基、酸化性物質、金属

危険有害な分解生成物

炭素酸化物、塩化水素、塩素

11. 有害性情報

毒性学的影響に関する情報

急性毒性

急性毒性(経口)

[日本公表根拠データ]

(イソプロピルアルコール)

ラットのLD50=4,384 mg/kg(EPA Pesticides(1995)), 4,396 mg/kg(EHC 103(1990)), 4,710 mg/kg(EHC 103(1990)), PATTY(6th, 2012), SIDS(2002)), 5,000 mg/kg(環境省リスク評価第6巻(2006)), 5,045 mg/kg(環境省リスク評価第6巻(2006)), 5,280 mg/kg(EHC 103(1990)), SIDS(2002)), 5,300 mg/kg(PATTY(6th, 2012)), 5,480 mg/kg(EHC 103(1990)), PATTY(6th, 2012)), 5,500 mg/kg((EHC 103(1990)), SIDS(2002)), 5,840 mg/kg(PATTY(6th, 2012)), SIDS(2002))に基づき、区分外とした。今回の調査で入手したEPA Pesticides(1995)、PATTY(6th, 2012)、環境省リスク初期評価第6巻(2006)の情報を追加し、JIS分類基準に従い、区分5から区分外に変更した。

(塩化水素)

2M 塩化水素・イソプロピルアルコール(Peptide用),国産化学株式会社,D002701-1,2018/02/20

ラット LD50 = 238~277 mg/kg、700 mg/kg (SIDS(2009))より、危険性の高い方の区分3とした。
急性毒性(経皮)

[日本公表根拠データ]
(イソプロピルアルコール)

ウサギのLD50=12,870 mg/kg(EHC 103(1990),(PATTY(6th, 2012),(SIDS(2002)))に基づき、区分外とした。なお、文献の優先度変更により、今回の調査で入手したPATTY(6th, 2012)のデータを根拠データとした。

急性毒性(吸入)

[日本公表根拠データ]
(塩化水素)

ラット LC50 = 4.2, 4.7, 283 mg/L/60min(4時間換算値:順に、1411, 1579, 95083 ppm)(SIDS(2009))より、危険性の高い方の区分3とした。

労働基準法:疾病化学物質
塩化水素

局所効果

皮膚腐食性・刺激性

[日本公表根拠データ]
(塩化水素)

ウサギを用いた皮膚刺激性試験で、1~4時間曝露により濃度次第で腐食性が認められていること(SIDS(2009))、マウスあるいはラットに5~30分曝露により刺激性および皮膚の変色を伴う潰瘍が起きていること(SIDS(2009))、またヒトでも軽度~重度の刺激性、潰瘍や薬傷を起こした報告もある(SIDS(2009))。以上より、本物質は腐食性を有すると考えられるので区分1とした。

眼に対する重篤な損傷・刺激性

[日本公表根拠データ]
(イソプロピルアルコール)

EHC(1990)、SIDS(2002)、PATTY(6th, 2012)、ECETOC TR48(1998)のウサギでの眼刺激性試験では、軽度から重度の刺激性の報告があるとの記述があるが、重篤な損傷性は記載されていないことから、区分2とした。

(塩化水素)

皮膚腐食性で区分1に分類されている。眼の損傷・刺激性に関してはすべて本物質の水溶液である塩酸曝露による。ウサギを含め複数の動物試験の結果、眼に対する重度の刺激または損傷性、腐食性を示すとの記述があり(SIDS(2002))、また、ヒトにおいても永続的な損傷や失明のおそれが記載されている(SIDS(2002))なので区分1とした。なお、EU分類ではC、R34に分類される。

感作性

呼吸器感作性

[日本公表根拠データ]
(塩化水素)

日本職業・環境アレルギー学会特設委員会にて作成された職業性アレルギーの感作性化学物質の一つとしてリストアップされているので区分1とした。なお、ヒトで塩化水素を含む清掃剤に曝露後気管支痙攣を起こし、1年後になお僅かの刺激により喘息様症状を呈したとの報告がある(ACGIH(2003))。

生殖細胞変異原性データなし

発がん性

(イソプロピルアルコール)

IARC-Gr.3: ヒトに対する発がん性については分類できない
(塩化水素)

IARC-Gr.3: ヒトに対する発がん性については分類できない
(塩化水素)

ACGIH-A4(2000): ヒト発がん性因子として分類できない
(イソプロピルアルコール)

ACGIH-A4(2001): ヒト発がん性因子として分類できない

生殖毒性

[日本公表根拠データ]
(イソプロピルアルコール)

ラットの経口投与による2世代試験では生殖発生毒性は認められなかったとの記述がある(IARC 71(19

99)、EHC 103(1990))が、このデータの詳細は明らかではない。比較的新しいラットの経口投与による2世代試験では親動物に一般毒性影響(肝臓及び腎臓の組織変化を伴う重量増加)が認められる用量で、雄親動物に交尾率の低下、児動物には生後に体重の低値及び死亡率の増加が見られたと記述されている(PATTY(6th, 2012))、SIDS(2002))。雄親動物における交尾率の低下と新生児への有害影響は、親動物への一般毒性による二次的・非特異的な影響とは考えがたい。また、妊娠雌ラットに経口投与した発生毒性試験において、胎児には軽微な影響(体重低値、骨格変異)が見られたのみで、奇形の発生はなかったが、母動物毒性(不安定歩行、嗜眠、摂餌量及び体重増加量減少)がみられる用量で着床不全、全胚吸収など生殖毒性影響がみられている(PATTY(6th, 2012))。以上の結果、分類ガイドランスに従い区分2に分類した。

催奇形性データなし

短期ばく露による即時影響、長期ばく露による遅延/慢性影響

特定標的臓器毒性

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

[区分1]

[日本公表根拠データ]

(塩化水素)

ヒトで吸入曝露により呼吸困難、喉頭炎、気管支炎、気管支収縮、肺炎などの症状を呈し、上気道の浮腫、炎症、壊死、肺水腫が報告されている。(DFGOT vol.6(1994)、PATTY(5th, 2001))、(IARC 54(1992)、ACGIH(2003))。また、動物試験では粘膜壊死を伴う気管支炎、肺の浮腫、出血、血栓など、肺や気管支に形態的傷害を伴う毒性影響がガイドランス値の区分1の範囲で認められている(ACGIH(2003)、SIDS(2009))。以上のヒトおよび動物の情報に基づき区分1(呼吸器系)とした。

(イソプロピルアルコール)

SIDS(2002)、EHC 103(1990)、環境省リスク評価第6巻(2005)の記述から、本物質はヒトで急性中毒として中枢神経抑制(嗜眠、昏睡、呼吸抑制など)、消化管への刺激性(吐き気、嘔吐)、血圧、体温低下、不整脈など循環器系への影響を含み、全身的に有害影響を生じる。また、吸入ばく露により鼻、喉への刺激性(咳、咽頭痛)を示す(EHC 103(1990)、環境省リスク評価第6巻(2005))ことから、気道刺激性を有する。以上より、区分1(中枢神経系、全身毒性)、及び区分3(気道刺激性)に分類した。なお、旧分類では区分1(腎臓)を採用したが、根拠となるデータはList 3の情報源からのヒトの症例報告によるもので、原著は古く、List 1及び2の複数の情報源では採用されておらず、標的臓器としての腎臓は不適切と判断し削除した。

[区分3(気道刺激性)]

[日本公表根拠データ]

(イソプロピルアルコール) 気道刺激性(環境省リスク評価第6巻, 2005)

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

[区分1]

[日本公表根拠データ]

(塩化水素)

ヒトで反復曝露を受け侵食による歯の損傷を訴える報告が複数あり(SIDS(2002)、EHC 21(1982)、DFGOT vol.6(1994)、PATTY(5th, 2001))、さらに慢性気管支炎の発生頻度増加も報告されている(DFGOT vol.6(1994))。これらの情報に基づき区分1(歯、呼吸器系)とした。

(イソプロピルアルコール)

ラットに本物質の蒸気を4ヶ月間吸入ばく露試験で、100 mg/m³(ガイドランス値換算濃度: 0.067 mg/L/6 hr)以上で白血球数の減少が見られ、500 mg/m³(ガイドランス値換算濃度: 0.33 mg/L/6 hr)群では呼吸器(肺、気管支)、肝臓、脾臓に病理学的な影響が認められた(EHC 103(1990))との記述から、標的臓器は血液系、呼吸器、肝臓、脾臓であると判断し、血液は区分1、呼吸器、肝臓、脾臓は区分2とした。なお、吸入又は経口経路による動物試験において、区分2のガイドランス値を上回る用量で、麻酔作用、血液系への影響がみられている(SIDS(2002)、PATTY(6th, 2012))。

[区分2]

[日本公表根拠データ]

(イソプロピルアルコール) 呼吸器、肝臓、脾臓(EHC 103, 1990)

吸引性呼吸器有害性データなし

12. 環境影響情報

生態毒性

水生毒性

水生毒性(急性)成分データ

[日本公表根拠データ]

(塩化水素)

甲殻類(オオミジンコ)での48時間EC50=0.492 mg/L(SIDS, 2005)他であることから、区分1とした。

(イソプロピルアルコール)

藻類(*Pseudokirchneriella subcapitata*)72時間ErC50 > 1000 mg/L、甲殻類(オオミジンコ)48時間

EC50 > 1000 mg/L、魚類(メダカ)96時間LC50 > 100 mg/L(いずれも環境庁生態影響試験, 1997)であることから、区分外とした。

水生毒性(長期間)成分データ

[日本公表根拠データ]

(イソプロピルアルコール)

慢性毒性データを用いた場合、急速分解性があり(BODによる分解度:86%(既存点検, 1993))、甲殻類(オオミジンコ)の21日間NOEC > 100 mg/L(環境庁生態影響試験(1997)、環境省リスク評価(2008))であることから、区分外となる。慢性毒性データが得られていない栄養段階に対して急性毒性データを用いた場合、急性毒性が区分外であり、難水溶性ではない(In water, infinitely soluble at 25 °C, HSDB, 2013)ことから区分外となる。以上の結果から、区分外とした。

水溶解度

(塩化水素)

67 g/100 ml (30 C) (ICSC, 2000)

(イソプロピルアルコール)

In water, infinitely soluble (25 C) (HSDB, 2013)

残留性・分解性

(イソプロピルアルコール)

急速分解性があり(BODによる分解度:86%(既存点検, 1993))

生体蓄積性

(塩化水素)

log Pow=0.25 (ICSC, 2000)

(イソプロピルアルコール)

log Pow=0.05 (ICSC, 1999)

土壌中の移動性データなし

オゾン層破壊物質データなし

13. 廃棄上の注意

廃棄物の処理方法

環境への放出を避けること。

内容物/容器を地方/国の規則に従って廃棄すること。

廃棄の前に可能な限り無害化、安定化及び中和などの処理を行なって危険有害性のレベルを低い状態にする。都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行なっている場合には、そこに委託して処理する。

汚染容器及び包装

容器は清浄して関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去する事。

14. 輸送上の注意

国連番号、国連分類

番号: 2920

品名(国連輸送名):

その他の腐食性液体、引火性、N.O.S.

2M 塩化水素・イソプロピルアルコール(Peptide用),国産化学株式会社,D002701-1,2018/02/20

国連分類(輸送における危険有害性クラス): 8

国連分類(輸送における危険有害性副次リスク): 3

容器等級: I

指針番号: 132

特別規定番号: 274

バルク輸送におけるMARPOL条約附属書II 改訂有害液体物質及びIBCコード

有害液体物質(Z類)

イソプロピルアルコール; 塩化水素

15. 適用法令

当該製品に特有の安全、健康及び環境に関する規則/法令

毒物及び劇物取締法に該当しない。

労働安全衛生法

特化則 特定化学物質 第3類

塩化水素

有機則 第2種有機溶剤等

イソプロピルアルコール

名称表示危険/有害物(令18条)

イソプロピルアルコール; 塩化水素

名称通知危険/有害物(第57条の2、令第18条の2別表9)

塩化水素; イソプロピルアルコール

腐食性液体(規則第326条)

塩化水素

化学物質管理促進(PRTR)法に該当しない。

消防法

第4類 引火性液体アルコール類 危険等級 II(指定数量 400L)

化審法

優先評価化学物質

イソプロピルアルコール

大気汚染防止法

ばい煙

有害物質

塩化水素

揮発性有機化合物(VOC)

イソプロピルアルコール

特定物質

塩化水素

船舶安全法

引火性液体類 分類3

腐食性物質 分類8

航空法

引火性液体 分類3

腐食性物質 分類8

水質汚濁防止法

指定物質

塩化水素

法令番号 5

適用法規情報

海洋汚染防止法: 有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)

港則法: その他の危険物・腐食性物質(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)

港則法: その他の危険物・引火性液体類(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)

道路法: 車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別

2M 塩化水素・イソプロピルアルコール(Peptide用),国産化学株式会社,D002701-1,2018/02/20

表第2)

輸入貿易管理令第4条第1項第2号輸入承認品目「2の2号承認」

輸出貿易管理令別表第1の16の項

輸出貿易管理令別表第2(輸出の承認)

労働基準法: 疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)

16. その他の情報

参考文献

Globally Harmonized System of classification and labelling of chemicals, (5th ed., 2013), UN

Recommendations on the TRANSPORT OF DANGEROUS GOODS 19th edit., 2015 UN

Classification, labelling and packaging of substances and mixtures (table3-1 ECNO6182012)

2016 EMERGENCY RESPONSE GUIDEBOOK (US DOT)

2017 TLVs and BEIs. (ACGIH)

<http://monographs.iarc.fr/ENG/Classification/index.php>

JIS Z 7253 (2012年)

JIS Z 7252 (2014年)

2016 許容濃度等の勧告(日本産業衛生学会)

Supplier's data/information

責任の限定について

本記載内容は、現時点で入手できる資料、情報データに基づいて作成しており、新しい知見によって改訂される事があります。また、注意事項は通常の実施を前提としたものであって、特殊な取扱いの場合には十分な安全対策を実施の上でご利用ください。

ここに記載されたデータは最新の知識及び経験に基づいたものです。安全性データシートの目的は当該製品を安全に取り扱って頂くための情報を提供するものです。ここに記載されたデータは製品の性能について何ら保証するものではありません。

ここに記載したGHS分類区分の算定根拠は現時点における日本公表データです。